

## 都道府県知事意見について

都道府県	知事意見
北海道	<b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b> 平成28年12月作成方針2(6)(ロ)に示されたとおり、北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重していただきたい。  ① 選挙区の区割りについては、設置法の規定において、国勢調査の人口に基づき行うこととなっているところ。 ② 特になし。
	<b>2. 現行の区割りについて</b> 道内の選挙区では、いずれも令和2年国勢調査人口において較差2倍以上となっていない。
	<b>3. その他</b> 特になし。
青森県	<b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b> 意見なし。
	<b>2. 現行の区割りについて</b> 平成29年に改定された本県の現行区割りについては、衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成6年法律第3号)第3条第1項の規定の趣旨に沿ったものであると受け止めている。 また、現行区割りで既に総選挙が2回行われたことなどを踏まえれば、本県有権者におおむね定着したものであると考えている。
	<b>3. その他</b> 今後、選挙制度の検討を行うに当たっては、地方の声が国政により反映されるような制度となるよう、引き続き議論をお願いしたい。
岩手県	<b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b> 特に意見はない。
	<b>2. 現行の区割りについて</b> 特に意見はない。
	<b>3. その他</b> ○ 今回の改定は、一票の較差の是正を図るため、法令に基づき、人口比例の原則にのっとり見直しを行うものであると理解しているが、いわゆる地方選出の議員が減少することによって、過度に都会優先の政策が増えることが懸念される。 こうした懸念が解消されるような制度となるよう議論をお願いしたい。 ○ 区割りの改定に当たっては、関係自治体等の意見を十分に反映させるとともに、行政区域、地勢、交通、歴史などの地域の実情を考慮されるようご配慮願いたい。
宮城県	<b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b> 意見なし
	<b>2. 現行の区割りについて</b> 本県において、仙台市太白区及び大崎市は一の市区の区域が複数の選挙区に分割されている状態にある。 このことは、地域の一体感醸成に大きな障害となっているほか、選挙事務の執行にも支障を来している。
	<b>3. 区割り改定案の作成について</b> 今回の改定においては、仙台市太白区及び大崎市の分割を解消するとともに、一の市区町村の

	<p>区域を複数選挙区に新たに分割しないようお願いしたい。また、住民生活と密接な関わりを有している郡の区域や広域圏についても、分割がなされないよう御配慮をお願いしたい。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>東日本大震災から10年余が経つ現在においても本県は復興途上にあり、審議会におかれては、復興途上にある選挙区について配慮の上、適切な選挙区改定案を作成されるようお願いしたい。</p> <p>なお、人口減少と都市部への集中が進む状況にあつて、国全体の観点から、現在の区割り方式の妥当性について、御検討をいただきたい。</p>
秋田県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>選挙区の区割りは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第1項の規定に従い、直近の国勢調査の結果である令和2年日本国民の人口を用いて検討していただきたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>現在の区割りは、地域的なまとまりに即しており、反対意見もなく、本県の住民感情にも合致したものであると考える。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>なし。</p>
山形県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>特に意見なし</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>本県の現行の区割りが規定（平成14年8月31日施行）されてからおよそ20年が経過し、県内の市町村長から変更すべきとの意見も無いことから、選挙人の間で安定したものとなっていると考えられる。</p> <p>また、本県の選挙区ごとの人口較差も約1.1倍（第2区 367,188 ÷ 第3区 332,317 ÷ 1.10）であり、区割りを変更する状況にはないと考える。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>衆議院議員は「全国民の代表」（憲法第43条）であることは承知しているものの、我が国の危機的な課題である人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正するため地方創生の取組が全国的に進められている状況において、人口により単純に定数配分を見直し続けることは、地方選出議員を減少させることとなり、結果として地方の声が政府に届きにくくなる事態を招くことが懸念される。</p> <p>したがって、人口比のみに基づいて定数を見直すのではなく、人口の多寡にかかわらず地方の声が確実に国政に反映されるような仕組みにしていくことが重要であると考えます。</p>
福島県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>○ 地域の歴史的沿革や地勢状況、経済圏域や生活圏域などの地域としての一体性を最大限に考慮するよう求める。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>○ 前回の区割り改定において、西白河郡の西郷村のみが第3区から第4区に編入されたが、地域の歴史的沿革や地勢状況、経済圏域や生活圏域などの地域としての一体性が考慮されていないことから、是正するよう求める。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>○ 本県は、地勢的に南北に走る阿武隈山地と奥羽山脈により、浜通り、中通り、会津地方に分かれ、それぞれの気候風土、伝統文化、経済圏や生活圏が全く異なるという特性を持っている。</p> <p>特に、現在の第4区の大部分を占める会津地方は、長い歴史の中で独自の風土や経済圏、生活・文化圏を形成し、現在も様々な地域課題に対し広域的に一体となって対応しており、会津地方の市町村は、第4区（会津地方）の分割に強く反対している。</p> <p>については、区割り改定案の作成に当たっては、「数合わせ」のための市や郡の分割は避けると</p>

	<p>ともに、地域の特性を十分に考慮のうえ、慎重に審議されるよう求める。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>(1) 福島県の特殊事情について</p> <p>当県では、東日本大震災に加え、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、現在でも約2万7千人の県民が県外に避難し、約7千人が県内の他市町村で避難生活を続けている。</p> <p>今後の避難指示の解除等により、本県の人口は、しばらくの間は不安定かつ流動的な状態である。</p> <p>人口の算定や区割りの改定にあたっては、本県の特殊事情について十分に考慮する必要がある。</p> <p>(2) 選挙制度について</p> <p>人口基準によって議員数や区割りを決める現在の制度においては、地方選出の議員数の減少が避けられないことから、地方の声を国政に反映させることを考慮する必要がある。</p>
茨城県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>区割りの改定案の作成方針を取りまとめるに当たっては、議員一人当たりの人口の均衡を図ることを第一としながらも、現在複数の選挙区に分割されている市から、次のような意見が提出されていることを踏まえ、分割の解消にも配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成の大合併以前の旧市町村を基本とした選挙区割りとなっていることが合併後の市の一体性の確保を図る上で阻害要因となっている。</li> <li>・ 選挙人に混乱を生じさせ、投開票事務においてミスを誘発する懸念がある。</li> <li>・ 市民から、「選挙区を一つにしたい」という要望が、選挙の都度数多く寄せられている。</li> </ul> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>1に記載したとおり。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>※ 記載なし</p>
栃木県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>区割りの改正案の作成方針については、関係市町などの意見を踏まえつつ、市町村合併の状況等、地域の実情に応じた合理的なものとなるよう御配慮願います。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>現行の区割りについては、関係市町などの意見を踏まえつつ、市町村合併の状況等、地域の実情に応じた合理的なものとなるよう御配慮願います。</p> <p>県内の市町からは、次のとおり意見がありました。</p> <p><b>【栃木市、下野市】</b></p> <p>現行の区割りについて、市町村合併により現在複数の選挙区に分割された状態となっている市区町村の区域については、一の選挙区に属するよう努めていただきたい。</p> <p><b>【矢板市】</b></p> <p>区割りの改定案の作成方針について、一部事務組合の区域についても、必要に応じてその検討基準としていただきたい。</p> <p>なお、栃木県議会からは、次のように国への意見書を提出しています（令和3年12月17日議決「衆議院小選挙区について市町村の区域に基づく区割りを求める意見書」）。</p> <p>衆議院小選挙区の区割りは、合併後の市町村の区域に基づき変更がなされていない状況が続いている。</p> <p>このような区割りは、合併後の地域住民を混乱させ一体感を損なうだけでなく、市町の意見が</p>

	<p>国政に反映されづらいことから、市町村の区域に基づく区割りに改めるよう強く要望する。</p> <p><b>3. その他</b>  特段意見はございません。</p>
群馬県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b>  今回検討されている内容を基に作成方針を策定することで、選挙区の分割解消につながることを期待している。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b>  本県では、平成の市町村合併後、高崎市、桐生市、太田市、渋川市及びみどり市の5市が、それぞれ2つの小選挙区に分割された状態となっている。これにより、市の一体感の阻害、選挙人の混乱、選挙事務の繁雑化などの弊害が生じていることから、該当各市からも、早期の分割解消が要望されている。  本県としても、今回の改定案に沿って、分割を解消する方向で区割りの改定を行うよう、強く要望する。</p> <p><b>3. その他</b>  なし。</p>
埼玉県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b>  地域の実情を熟知している市町村長などの意見を踏まえ、市区町村の区域、地勢、交通、歴史などの事情を考慮した合理的な改定案となる方針とするよう配慮いただきたい。  なお、市町村長などからは、市区町村の区域の分割はしないよう、また指定都市の行政区と他の市町村をまたいだ選挙区は必要最小限度の範囲に止めていただきたい等の意見がありました。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b>  地域の実情を熟知している市町村長などの意見を踏まえ、各選挙区の人口や衆議院議員総選挙当日有権者数の較差を是正するとともに、市区町村の区域の分割が解消されるよう配慮いただきたい。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b>  地域の実情を熟知している市町村長などの意見を踏まえ、市区町村の区域、地勢、交通、歴史などの事情を考慮した合理的な改定案となるよう配慮いただきたい。  なお、第1区のさいたま市長などからは、指定都市の行政区と他の市町村をまたいだ選挙区は必要最小限度の範囲に止めていただきたい、指定都市も基礎的自治体であり指定都市内の行政区の組合せにより選挙区を画定することが適当などの意見がありました。  第2区の川口市長からは、前回分割した地域の選挙区を移動することや市域を3つ以上の選挙区に分割することは行わないでいただきたいなどの意見がありました。  第3区の越谷市長からは、越谷市と草加市を市の単位で分割し、それぞれの市が近隣の市町と統合する形が望ましい、また、草加市長からは、八潮市、三郷市及び草加市3市で1つの選挙区とすることを要望するとの意見がありました。  また、市町村合併により既に市の区域が分割されている熊谷市長などからは、市区町村の区域の分割を解消いただきたいなどの意見がありました。</p> <p><b>4. その他</b>  市区町村の区域が分割されていることにより有権者の便益や事務の負担等が生じているとの市町村長の意見を踏まえ、市区町村の区域の分割が解消されるよう配慮いただきたい。</p>
千葉県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b>  衆議院議員の選挙区については、各選挙区の人口の均衡を図りつつ、行政区画や郡の区域の分割は可能な限り避け、現行の衆議院議員の選挙区を手がかりとし、飛び地にならないよう、地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して定められたい。  また、区割りについては、国勢調査における人口増加率も加味すべきであることから、第 49</p>

	<p>回衆議院議員総選挙の当日有権者数において較差2倍以上となっている状況なども総合的に考慮されたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>行政区が2つの選挙区に分割されているので、分割の解消をお願いしたい。特に、地域的なつながりを有し、市町村合併したにもかかわらず分割されている区域については、特段の配慮をいただきたい。</p> <p>また、地勢、交通、歴史的沿革から一体性を有し、広域的な行政圏を構成している区域が複数の選挙区に分断され、経済圏等の異なる区域が同一の選挙区に属していることから、可能な限りこのような分断が生じないよう配慮をいただきたい。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>選挙区については、行政区画を分割せずに、地域の一体性を総合的に考慮して定めることが必要である。</p> <p>このため、選挙区を飛地とすることはせず、地域的に結びつきの強い行政区画の組み合わせに十分配慮するとともに、歴史的な沿革から考えて従来からの郡の区域の一体性を十分考慮されたい。</p> <p>なお、本県は、設置法第3条第2項の規定により、小選挙区の数が1増加することとなるが、1つの市区町村を3分割することは、有権者の混乱を招くこととなることから、分割は現行の区割りを限度とし、更なる選挙区の分割が生じないよう配慮されたい。</p> <p>また、国勢調査における人口増加率も加味すべきであることから、当日有権者数において較差2倍以上となっている状況なども総合的に考慮しながら、将来的な選挙区割りの安定性にも配慮されたい。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>※ 記載なし</p>
東京都	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p><b>○東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。</b></p> <p>大都市行政の一体性を成す特別区と多摩地区の市町村とでは、歴史的な形成過程や事務事業の権限、財政制度などが根本的に異なることから、区域を明確に分けることについての区市からの要望が多く、平成28年の作成方針2(6)(ハ)については、今次作成方針においても引き続き明記すること。</p> <p><b>○選挙区の境界変更及び区市町村の区域を分割する場合における当該区市町村の意見の反映</b></p> <p>選挙区の境界変更及び区市町村の区域の分割を検討するに当たっては、当該区市町村の地域事情に十分配慮し、地域コミュニティが分断されることのないよう、投票区や出張所管内、町会、地勢、河川、鉄道、幹線道路など、区市町村の意見を反映した策定を行うべきである。このため、新たな区割り案については、早期に関係区市町村に対し提示し、併せて意見聴取を行うべきであることから、「区割りの改定案についてきめ細かな情報提供を行うとともに、都道府県及び関係区市町村から意見聴取する機会を設け、その意見を踏まえて区割りの改定案を作成すること」を作成方針に明記すること。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p><b>○地域コミュニティの分断</b></p> <p>現行の選挙区は、区市町村の区域を分割する際に当該区市町村の意見が反映されず、町会が分断されて二つの選挙区にまたがるなど、地域コミュニティの一体性への配慮がなされていない区割りが散見される。区市町村の区域を分割せざるを得ない場合は、地域コミュニティが分断されることのないよう、都及び関係区市町村の意見を尊重すること。</p>

### 3. 区割り改定案の作成について

#### ○現在分割されている区市町村の区域を一つの選挙区に帰属させること

選挙区の改定にあたっては、区市町村の区域を分割しないことを基本とすること。なかでも人口が少ない区市町村（特に人口最少選挙区〈鳥取県第2区〉と同程度以下）については、一つの選挙区に帰属させるよう十分な配慮を行うこと。

#### ○複数の区市町村により構成される選挙区の改定について

複数の区市町村により構成される選挙区の改定は、平成28年の作成方針の原則にならい区市町村の分割は行わず、可能な限り構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。具体的には、現在の東京都第7区、第10区、第21区のように、複数の区市町村の一部ずつを切り取り合区とすることは、地域コミュニティの分断につながるため行わず、構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。特に市町村においては選管職員も少なく、分割された複数の選挙区の運営を合わせて行う体制の確保が困難であることから、人口最少選挙区の2倍を超える市を除き、分割は行わないこと。

#### ○都及び関係区市町村の意見の尊重について

区割りの改定案についてきめ細かな情報提供を行うとともに、都道府県及び関係区市町村から意見聴取する機会を設け、その意見を踏まえて区割りの改定案を作成すること。

区市町村の区域を分割せざるを得ない場合は、地域コミュニティが分断されることのないよう、都及び関係区市町村の意見を尊重すること。

#### ○区市町村の区域を3分割しないことについて

一つの区市町村の区域を3分割することは、大規模な区市においても有権者が居住する地域の一体性を更に分断することになり、有権者への周知の困難になることに加え、投票所入場券及び選挙公報の区配布、期日前投票所の受付体制、開票所の3か所設置の必要性など人的・物的に課題が大きく、選挙の運営に支障をきたす。また、災害発生時の対応も困難になる。このため、区市町村の区域を3分割にしないこと。

### 4. その他

#### ○選挙区の改定に当たって

選挙区は、国家の意思を形成する重要な機関である国会の機能を担う国会議員を選出する基礎単位となる区域である。

したがって、選挙区の改定に当たっては、国民の多様な意思が国会へ反映できるよう、多角的な検討がなされることが重要であり、こうした観点に立って、法を含め制度のあり方について十分な検討・審議を行うべきである。

#### ○十分な周知期間の確保について

選挙区の区域が変更される区市町村においては、区割りの変更に合わせて投票区域の変更も伴うことが想定され、有権者の投票環境が大きく変更されることから、有権者への十分な周知が求められる。また、選挙関連システムの設定変更も必要となることから、改正法の公布から施行までの期間を十分に確保すべきである。

#### ○責任ある周知のあり方について

平成29年の区割り変更の際、国は区割り改定の対象となった自治体と十分な調整のないまま区割り改定の有権者向け広報を実施した。その結果、区割り改定の経緯や、区割りを改定することに対する苦情や問合せが関係区市に数多く寄せられた。そのため、区割り改定の周知に当たって

	<p>は、国が自ら問い合わせ窓口を設置するなど、その周知に対し責任ある対応を図るべきである。</p> <p><b>○きめ細かな情報提供について</b></p> <p>国は、今後の作業スケジュールを明らかにし、適宜都道府県へ通知を行うなど、きめ細かな情報提供を行うこと。</p>
神奈川県	<p><b>1. 区割りの改定案の作成方針について</b></p> <p>○ 選挙区の改定に当たっては、有権者や候補者への影響を最小限に抑えるとともに、行政区域の一体性を確保する観点から、平成28年12月策定の「区割り改定案の作成方針」の2（3）及び2（5）のとおり、「選挙区の区域の異動は（略）必要最小限とする」こと及び「市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は、分割しないことを原則とする」ことを要望する。</p> <p>○ なお、区割りの改定を行うに当たっては直近の人口を反映することが望ましいため、第49回衆議院議員総選挙の当日有権者数も考慮に入れるべきと考える。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>○ 基礎自治体の一体性を損ないかねないこと、選挙事務の執行にも多大な影響を与えることから、市（指定都市にあっては行政区）の区域を分割する選挙区については解消することを要望する。</p> <p>○ なお、横浜市、相模原市及び座間市から、現状の市（指定都市にあっては行政区）の区域における分割（横浜市都筑区：第7区及び第8区、相模原市南区及び緑区：第14区及び第16区、座間市：第13区及び第16区）を解消してほしい旨の意見があったことを申し添える。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>○ 令和2年日本国民の人口又は第49回衆議院議員総選挙の当日有権者数のいずれかで、人口最少選挙区の2倍以上となった第5区、第10区及び第13区～第16区について区割り改定を行うとともに、県全体で選挙区が2増加する方向で検討が必要と考える。</p> <p>○ その上で、有権者や候補者に与える影響は極力小さい方が望ましいため、区割り改定案の作成にあたっては次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市（指定都市にあっては行政区）町村の区域は分割しないこと</li> <li>・ 新たな市（指定都市にあっては行政区）町村の区域の分割は行わないこと</li> <li>・ 衆議院議員選挙区画定審議会が策定する区割り基準に適合しない場合は、郡の区域を分割し町村の単位で区割りを行うことはやむを得ないこと</li> <li>・ 現在分割されている市（指定都市にあっては行政区）の区域は解消すること</li> <li>・ 選挙区の異動は必要最小限とすること</li> </ul> <p>○ なお、第13区を構成する大和市及び綾瀬市から、厚木基地を抱える自治体として長年にわたり連携を図り密接な関係を保っていることから、両市が異なる選挙区に属することがないようにしてほしい旨の意見があったことを申し添える。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>○ 国勢調査が実施される5年ごとに選挙区の区割り改定が行われると、有権者や候補者に多大な影響を与えることになるため、頻繁な見直しに繋がらないような区割り改定を行うことを要望する。</p>

新潟県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>3. 区割り改定案の作成について</p> <p>本県は、市町村合併が大きく進展した結果、複数の選挙区に分割された状態となっている市町村があります。このため、区割りの改定案については、以下の点等に十分配慮され、慎重に議論を尽くした上で作成されるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市（指定都市は行政区）町村の区域は、分割しないことを原則としていただきたい。</li> <li>・ 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮していただきたい。</li> </ul> <p>4. その他</p> <p>今回の改定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）第3条の規定の趣旨に沿ったものであり、受け止めざるを得ないと考えます。</p> <p>しかしながら、現行の定数配分方法では、人口減少が進む地方の定数が減少してしまい、地方の声が国政に届きにくくなることが懸念されます。</p> <p>こうしたことから、人口のみを基準とする現行制度について、見直していただくよう要望します。</p>
富山県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>特段意見はありません。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>特段意見はありません。</p> <p>3. その他</p> <p>本調査の回答にあたり、市町村長の意見を確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1票の格差を是正するために定数や区割りを見直すことは必要だが、人口減少が続く県の定数が減ることは明らかであり、地方の実情が国政に反映しにくい状況が生じることになる。これまでの歴史・文化、生活圏や経済圏などの地域性もあることから、それらの実情も踏まえた定数や区割りの改定をお願いしたい。</li> <li>・ 都市部と地方の人口格差が拡大し続ければ、地方の定数が減少し続けることが懸念される。県ごとに最低でも2程度の定数が確保されるよう検討をお願いしたい。</li> <li>・ 東京などの人口が多い都会の国会議員を増やさないで済むよう憲法を改正してほしい。</li> </ul> <p>等の意見がありました。</p> <p>1票の格差をできるだけ小さくすることは大切ですが、一方で、国政に地方の意見を反映させることも重要であることから、両者のバランスを考慮する必要があると考えます。国会議員の選挙区制度は、法律で定められる事項であり、今後とも国政の場等において、国民の幅広い意見や地方の声を十分に踏まえて議論いただくべきものと考えます。</p> <p>現行の制度では、人口減少が続く地方の定数が削減されることとなります。これを解決するためには、東京一極集中の是正が根本的に必要であり、我々地方としても努力しているところですが、国でも政策誘導をお願いします。</p>
石川県	<p>1. 区割りの改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成にあつては、地勢、交通などの地域の実情等を十分考慮されたい。また、区割りの設定における市区町村の区域の分割については、小選挙区選出議員の地域代表としての側面も踏まえ、慎重に検討されたい。</p> <p>2. 現行の区割りについて</p> <p>現行の石川県の3選挙区は、それぞれ金沢、加賀、能登地域に分かれており、小選挙区制度発足以降の区域変更もなく、地域住民に定着している。</p> <p>3. その他</p> <p>特に無し</p>



福井県	1. 区割りの改定案の作成方針について 日常生活圏、市町の結びつき、距離等、地域の実情を十分に反映した選挙区割りとなるべきであります。
	2. 現行の区割りについて なし
	3. その他 なし
山梨県	1. 区割り改定案の作成方針について 意見なし
	2. 現行の区割りについて 現行の区割りとなった平成25年の区割り改定において、改定前は県内の選挙区の人口較差が低い水準でとどめられていたのに対し、区割り改定によって、かえって県内の選挙区の人口較差が拡大したのは誠に遺憾である（令和2年国勢調査においても、拡大された較差は解消されていない）。 山梨県第1区と第2区においては、平成25年の区割り改定以降、人口較差が拡大しており、推計すると、今後、人口較差が拡大する傾向にある。そのため、区割り改定により1票の較差が是正されるべきところ、山梨県内の選挙区の1票の較差は、むしろ拡大することとなる。 こうした点について、区割り改定を検討するにあたっては、地域の実情に配慮して柔軟な検討を求めたい。
	3. その他 本県に限らず、地方を代表する衆議院議員の定数が削減されることは、好ましいと考えない。 衆議院議員は、全国民の代表ではあるが、実態として、地域代表としての側面を併せ持っていることを踏まえれば、単に人口比率をもって地方の定数をこれ以上削減することは適当と考えない。
長野県	1. 区割り改定案の作成方針について 区割り改定案の作成方針においては、選挙区の人口を基本としつつも、永い歴史の中で結ばれてきた地域の社会的、文化的、経済的な一体性や広域的な行政圏の結びつきを最大限に配慮していただきたい。
	2. 現行の区割りについて ○ 現行の区割りを見直す場合も、1に記載の点について配慮していただきたい。  ○ なお、市町村から次のとおり意見があった。 ・ 生活圏や広域的な行政圏と異なる選挙区に区割りされている市町村からは、これらと選挙区を一致するよう求める意見。 ・ 合併により二つの選挙区に分割されている市からは、分割の解消を求める意見。
	3. その他 特段の意見はない。
岐阜県	1. 区割り改定案の作成方針について 意見はありません。
	2. 現行の区割りについて 現在の選挙区を基本としつつ、岐阜市の区域が、平成18年1月1日の合併を経た後も第1区(旧岐阜市)と第3区(旧柳津町)に分割されたままであるため、この分割を解消し、岐阜市の区域全てを第1区とされたい。
	3. その他 意見はありません。

静岡県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区割りの見直しに当たっては、市区町の区域の分割はしないいただきたい。</li> <li>区割りに当たっては、その判断を画一的に行うのではなく、地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件及び前回区割り改定（H14）以降の市町村合併により区域の分割が生じている経緯等を総合的に考慮していただきたい。</li> </ul>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市、富士市、御前崎市、伊豆の国市において、選挙区が分かれて存在している「分割区」を解消されるよう見直しを行っていただきたい。</li> <li>浜松市では、令和5年2月の条例改正を目的に行政区の区割りの見直しを議論していることを前提とし、以下の点が解消されるよう見直しを行っていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 天竜区の分割（第3区・第7区）の解消</li> <li>② 第7区及び第8区の境界線上で住居表示が実施される予定の地区が分割されないこと。</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>浜松市の行政区の区割りの見直しについては、その動向を可能な限り考慮していただきたい。</p>
愛知県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>妥当であり特段の意見なし。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>意見なし。</p>
	<p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>定数1増を伴う選挙区の大幅な見直しによって、県内1選挙区あたりの平均人口が487,403人から、改定後は456,940人となる見込みである。</p> <p>この度の改定が「必要最小限の範囲」の改定にとどまる場合には、2025年以降の国勢調査の結果で再び選挙区を大きく見直すことになりかねないことから、県民にとっては、中長期に渡って安定的な選挙区へと改定されることが望まれる。</p> <p>そのためには、できる限り市域の分割を解消したうえで、県内各選挙区の「人口の均衡」に配慮した改定案としていただきたい。</p> <p>また2倍を超える第7区のみならず他の人口の多い選挙区についても、道路、鉄道沿線の生活圈や自然的社会的条件など県内各地域の実情に十分御配慮の上、中長期に渡って安定的な選挙区となるよう区割り案の作成をお願いしたい。</p>
	<p><b>4. その他</b></p> <p>意見なし。</p>
三重県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>人口の均衡を図ることはもちろんのこと、現在の地域の実情からみて最適な区割りが可能となるよう、平成28年の「区割り改定案の作成方針」における2（6）の「行政区画に併せ、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする」の考え方を残すことを希望する。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>今回、三重県では定数の増減、区割りの変更はないが、今後見直しがある場合、平成28年の「区割り改定案の作成方針」で示された原則どおり、市全域が同一小選挙区に統合できるよう区割りが行えるよう希望する。</p>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>意見なし</p>

滋賀県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b> お示しの作成方針について、特に意見はありません。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b> 選挙人の混乱を防止するとともに、投・開票事務の煩雑さを解消するため、東近江市における分割区（2区、4区）の解消をお願いします。</p>
	<p><b>3. 区割り改定案の作成について</b> 本県の区割り改定案の作成に関しては、次のように考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県では、琵琶湖を中心として、生活圈や広域行政などの地域的なまとまり（大津地域、南部地域、甲賀地域、東近江地域、湖東地域、湖北地域および高島地域）が形成されていると考えられます。</li> <li>・ このような地勢等と選挙区間の人口の均衡を考慮すると、選挙区割りの考え方として、次の案が考えられます（平成14年区割り改定前の区割りと同じ）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新1区 滋賀県西部を中心とする地域（大津・湖西地域）</li> <li>新2区 滋賀県東部および北部を中心とする地域（東近江・湖東・湖北地域）</li> <li>新3区 滋賀県南部を中心とする地域（南部・甲賀地域）</li> </ul> </li> <li>・ 以上の点を踏まえつつ、お示しの作成方針に沿って、選挙区間の人口の均衡、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的な改定案の作成を行っていただくようお願いいたします。 なお、前記の区割りの考え方に従い、選挙区の人口バランスを踏まえ、区割り案の作成を具体的に行う場合、例えば次のような案が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新1区 ①大津市、①高島市 (令和2年人口：386,950人、令和7年推計人口：386,447人)</li> <li>新2区 ②彦根市、②長浜市、④近江八幡市、②・④東近江市、②米原市、④蒲生郡、②愛知郡、②犬上郡 (令和2年人口：520,167人、令和7年推計人口：506,592人)</li> <li>新3区 ③草津市、③守山市、③栗東市、④甲賀市、③野洲市、④湖南市 (令和2年人口：477,789人、令和7年推計人口：484,193人)</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ○付き数字は、現行選挙区を示しています。</p> <p>なお、本案にかかる意見照会に際して、より人口バランスに配慮した区割り案を提案すべきとの意見があったことを申し添えます。</p>
	<p><b>4. その他</b> 今回の区割り見直しにより、都市部選出の国会議員が増加し、地方選出の国会議員が減少することで、都市部の意見が相対的に大きくなる一方で、地方の意見が国政に届きにくくなり、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の解決が遠のくことを強く懸念しています。この点については、知事意見書の作成に当たり、関係者に意見聴取を行う中でも、同様の意見が多く寄せられたところです。 このため、区割りの見直しの前提となる各都道府県の区域内の選挙区の数を配分するに当たっては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、抜本的な選挙制度改革を行っていただくようお願いいたします。</p>

	<p>(令和3年10月8日付けで可決された滋賀県議会意見書(別添)においても、同趣旨の内容が記載されており、加えて、県内9市3町の議会においても、同趣旨の意見書が採択されているところ。)</p> <p>なお、県内市等から、定数配分に当たり、人口以外の指標(面積等)も考慮すべきとの意見があったことを申し添えます。</p>
京都府	1. 区割り改定案の作成方針について 意見なし。
	2. 現行の区割りについて 意見なし。
	3. その他 意見なし。
大阪府	1. 区割り改定案の作成方針について 意見なし
	2. 現行の区割りについて 意見なし
	3. 区割り改定案の作成について 意見なし
	4. その他 意見なし
兵庫県	1. 区割り改定案の作成方針について 特に意見なし。 ①: 今次の区割りの改定案の作成にあたっては、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条の規定に基づき、令和2年国勢調査による日本国民の人口に基づく基準に適合する選挙区は対象外にするべきである。その他の基準(第49回衆議院議員選挙の当日有権者数等)も考慮することは、改定対象選挙区が不明瞭となるおそれがあり適当でない。 ②: 特に意見なし
	2. 現行の区割りについて 本県では、前回(平成29年)の区割り改定で、選挙区(兵庫第2区、5区、6区、7区)を見直したばかりであり、令和2年国勢調査(確定値)においても、本県における各選挙区の人口は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法に規定されている「改定案の作成の基準」の許容範囲内となっている。 過去2回の衆議院議員総選挙を経て、選挙人、候補者等に現行の選挙区が定着しつつあることも考慮すると、今回区割りの見直しを行うことは選挙人等の混乱を招くおそれが高く、関係市選挙管理委員会の事務負担も大きいことから、現行の区割りを変更する必要はないと考える。 ※ 総選挙当日有権者数が較差2倍以上となったことへの対応は1①に記載。
	3. その他 特に意見なし。
奈良県	1. 区割り改定案の作成方針について これまでの作成方針等について、意見はありません。
	2. 現行の区割りについて 意見はありません。
	3. その他 意見はありません。

和歌山県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>平成 28 年 12 月策定の区割り改定案の作成方針 2 (5) において、市区町村の区域を原則分割しないこととし、例外的に分割する場合を列挙しているところであるが、その例外のうち、(へ)の基準について、括弧書き部分を削除し、以下案のとおりとすることが望ましい。</p> <p>( (へ) の修正案)</p> <p>1 (2) に掲げる選挙区の改定において、当該県の人口最大の市の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>特になし。</p>
	<p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>〈案 1〉</p> <p>本県は、南北約 106km に及び、東部は山間地を占める地域となっており、公共交通機関は、和歌山市を起点として、県北部を東西に流れる紀の川及び県西部の海岸沿いに鉄道が走っている。</p> <p>また、本県の人口は、県全体の約 4 割を占める和歌山市を中心として、県北部が比較的多い。従業地・通学地においても、住所地以外の市町村に従業又は通学する者のうち約 3 割が和歌山市に移動しており、その過半数が県北部（紀の川沿岸市町）からとなっているなど、和歌山市と県北部との関係性が深い状況にある。</p> <p>加えて、本県の道路交通網においては、和歌山市を起点として、県南部に向けて、高速道路等が走り、観光、災害時等における重要な交通ネットワークが広がっており、和歌山市と県南部との関わりも強いところである。</p> <p>以上のことにより、本県における地域の一体性、日常生活等の実態を踏まえると、和歌山市を分割し、和歌山市北部を紀の川沿岸市町と、和歌山市南部をそれ以外の市町村とそれぞれ合わせ、新たな第 1 区及び第 2 区とすることが考えられる。</p> <p>【新 第 1 区】和歌山市の一部(①)、橋本市(②)、紀の川市(②)、岩出市(②)、かつらぎ町(②)、九度山町(②)、高野町(②)</p> <p>【新 第 2 区】和歌山市の一部(①)、海南市(②)、有田市(②)、御坊市(③)、田辺市(③)、新宮市(③)、紀美野町(②)、湯浅町(③)、広川町(③)、有田川町(③)、美浜町(③)、日高町(③)、由良町(③)、印南町(③)、みなべ町(③)、日高川町(③)、白浜町(③)、上富田町(③)、すさみ町(③)、那智勝浦町(③)、太地町(③)、古座川町(③)、北山村(③)、串本町(③)</p> <p>(市町村名の横の丸囲み数字は現行の区割りを示している。案 2 においても同じ。)</p> <p>〈案 2〉これまでの区割りの改定案の作成方針において、区割り基準も示されていることから、案 1 が当該基準に適合せず認められない場合は、以下の案が考えられる。</p> <p>【新 第 1 区】和歌山市(①)、紀の川市(②)、岩出市(②)</p> <p>【新 第 2 区】海南市(②)、橋本市(②)、有田市(②)、御坊市(③)、田辺市(③)、新宮市(③)、紀美野町(②)、かつらぎ町(②)、九度山町(②)、高野町(②)、湯浅町(③)、広川町(③)、有田川町(③)、美浜町(③)、日高町(③)、由良町(③)、印南町(③)、みなべ町(③)、日高川町(③)、白浜町(③)、上富田町(③)、すさみ町(③)、那智勝浦町(③)、太地町(③)、古座川町(③)、北山村(③)、串本町(③)</p>

	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新第1区と新第2区との間の人口較差が小さい。</li> <li>・ 紀の川市及び岩出市は、2本の鉄道路線、複数の幹線道路によって和歌山市と結ばれた、和歌山市に接する地域であり、生活圏、交通条件等からみて、和歌山市と近い実態がある。</li> <li>・ 紀の川市及び岩出市は、平成の大合併以前は旧那賀郡を構成した地域であり、現在においても、厚生福祉、環境衛生及び消防の分野において、複数の一部事務組合を設け、広域的に共同して事務処理を行っているなど、行政区画、地勢、日常生活圏等から見て、地域の一体性を有している。</li> </ul>
	<p>(3月25日付け追加意見)</p> <p>令和4年1月21日に提出した案1を取り下げる。したがって、本県の意見は案2のみである。</p> <p>本県の区域を2つの小選挙区に分割するのであれば、地勢、交通、人口動向その他の自然的社会的条件を考慮すると案1のように和歌山市を起点に県を南北に分割することが考えられるところであるが、この場合にはそれぞれの人口の均衡を図るために和歌山市を分割せざるを得ないことについて、市町村の意向を踏まえた上で県内の合意形成を図ることは困難である。また、市の区域を分割することは区割り改定案の作成方針の原則の一つに反することになる。このため、案1を取り下げる。</p> <p>なお、今回の改定作業は法律に基づいて行うものであり、その規定に従い対応せざるを得ないところであるが、本県の衆議院議員小選挙区数を2に減ずることは、県内において上記のような混乱を招くものであり、また、地域の代表が減ることによって、地方の声が十分に反映されなくなるのが深く懸念されるものであることを付言する。</p>
	<p><b>4. その他</b></p> <p>具体の選挙区画定にあたっては、地域の実情・生活実態等を十分踏まえた上で、地域の一体性を損ねることがないよう検討されたい。</p> <p>また、一票の較差を是正することは重要な課題ではあるものの、現行の制度上、人口に比例して機械的に配分すると、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり地方の意見が国政に届きにくい状況が生じ、その結果、過疎化、少子高齢化や人口減少といった地方で顕在化する課題の解決は遠のき、国の将来に大きな影響を与えかねない。</p> <p>そのため、国政選挙においては、単純に人口比例による定数配分として、選挙区間の人口の均衡を図るのみならず、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、抜本的な制度の見直しを行っていただきたい。</p> <p>なお、和歌山県議会、和歌山県市長会及び和歌山県町村会から、同様の意見書が提出されている旨、また、県内の首長から、同様の意見が複数寄せられている旨申し添える。</p>
鳥取県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>今次の「区割り改定案の作成方針」の作成については、引き続き衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定を踏まえて行われる限り、特に意見はない。</p> <p>なお、改定案の作成に当たっては、改定の対象となる人口の過大な選挙区の区割りの見直しについて、行政区画をはじめ、地域の実情を踏まえたものとなるよう十分考慮していただきたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>本県における第1区と第2区の人口の差は1, 151人と、これまでの区割り改定時における較差よりもさらに縮小しており、市町村の区域を分割しない原則に立った上で、今次の改定において各選挙区間の人口を現状以上に均等化させることは困難である。</p> <p>なお、今後の区割り改定に当たっても、単に人口の均等のみで判断するのではなく、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を踏まえたものとなるよう、特に配慮して行われたい。</p>

	<p><b>4. その他</b> 特になし</p>
島根県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b> 作成方針の策定にあたって取扱いを検討することとされている事項の②において、都道府県内で人口が最も多い選挙区と最も少ない選挙区の較差が拡大する場合は、市町村合併などによる市区町の分割を維持することがあり得るとする考えが示されている。 較差が拡大する場合であっても、分割の取扱いについては較差の規模が考慮される作成方針としていただきたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b> 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関して、 (1) 雲南市のうち現在2区となっている旧飯石郡の区域及び飯南町を1区へ編入 (2) 出雲市のうち現在1区となっている旧平田市の区域を2区へ編入 することが、以下の理由により適当であると考えます。</p> <p>(1) 雲南市においては、平成16年11月の市町村合併の結果として、現在は1つの行政区画が1区と2区の2つの選挙区に分割された形となっているため、現在2区となっている旧飯石郡の区域を1区へ編入し、この分割を解消させることが望ましい。 また、旧飯石郡全体としての地域の一体性を保つ観点から、雲南市のうち現在2区となっている区域と合わせて、飯石郡飯南町を1区へ編入することが望ましい。</p> <p>(2) 出雲市においても、平成17年3月の市町村合併の結果として、現在は1つの行政区画が1区と2区の2つの選挙区に分割された形となっているため、現在1区となっている旧平田市の区域を2区へ編入し、この分割を解消させることが望ましい。</p> <p>なお、この見直しにより、1区と2区の間での人口の較差は若干拡大するものの、他の都道府県内において選挙区間で生じている較差と比べると、その較差は小さいものと考えます。</p> <p><b>3. その他</b> その他に特段の意見は無い。</p>
岡山県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b> <b>2. 現行の区割りについて</b> <b>3. 区割り改定案の作成について</b> 本県の区割り改定案の作成について、「人口最小の第5区を手がかりに、例えば、同区に隣接する選挙区と合区し、又は第5区の区域を分割してそれぞれ同区に隣接する選挙区に編入した上で、人口基準に適合するように、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮してその他の選挙区と調整することが考えられる」とされているが、具体の選挙区画定に当たっては、人口が最も少ない選挙区を手がかりとすることに固守せず、各選挙区の人口の均衡を考慮するとともに、地域の実情、地勢、交通その他の自然的社会的条件にも十分配慮して、全県的な調整を慎重に検討されたい。 また、当県では、市町村合併等により複数の選挙区に分割されている市（倉敷市・真庭市）、行政区（岡山市北区・東区・南区）、町（吉備中央町）があるが、選挙区の改定に当たり、原則これは解消されるべきと考えます。</p> <p><b>4. その他</b> 大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組が喫緊の課題となっている中、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数が5から4に削減される（なお、衆議院比例代表中国選挙区選出議員の定数も11から10に削減される）こととなっている。地方の議席が減少することにより地</p>

	<p>方の声が国政に反映されにくくなることについては反対である。この度の選挙区画の改定は一票の較差を是正することを目的としたものであることは承知しているが、引き続き地方の声が適切に反映されるような選挙制度の検討が必要だと考える。</p> <p>このことについては、県内全市町村長の総意であり、岡山県市長会、岡山県町村会からも、緊急要望が提出されているところである。</p>
広島県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>区割りの改定案の作成方針については、市区町の区域は分割しないことを原則としていただきたい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>現行の区割りについては、3つの選挙区に分割されている三原市から、市の区域が分割されたまま常態化することは、地域住民の一体感を損ない、街づくりの推進に大きな影響を及ぼしており、選挙の効率的かつ適正な執行にも支障をきたしている旨の意見があり、また、それ以外の市からも、市町の区域が分割された状態は課題があるとの意見がありました。</p> <p>政党（広島県内に支部を有する政党の県組織。以下同じ。）からは、市の区域が分割されている状態について、有権者数が選挙区において相対的に少なくなることから、自治体の意見が国政に反映されにくくなっている旨の意見や、分割状態を解消し、同一選挙区への帰属を求める声も一定数ある旨の意見がありました。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>区割り改定案の作成に当たって、行政区画、地勢、交通事情その他の自然的社会的条件や、隣接する市町の歴史的なつながりも考慮し、地域の実情を踏まえた検討をしていただきたい。</p> <p>市町からは、複数の選挙区に分割されている市（三原市、尾道市、東広島市、江田島市）から分割が解消されることを要望する意見、新たに分割することがないように求める意見のほか、具体的な区割りについて次の趣旨の意見がありましたので、考慮していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島市…各行政区について、一つの行政区に複数の選挙区が存在する区割りとならないように考慮していただきたい。</li> <li>○ 呉市…中選挙区制・小選挙区制において現呉市の区域は同一の選挙区であることから、今後も呉市を分割することなく、同一の選挙区とすること。その上で、可能であれば、呉市と経済関係等の強い地域については同一選挙区とするよう配慮願いたい。</li> <li>○ 竹原市…第5区を構成する沿岸地域は、中選挙区制度の時代から同一の選挙区であり、歴史的つながりも深いため、区割りを決定する際には考慮いただきたい。</li> <li>○ 江田島市…本市の選挙区は、一つの選挙区で構成されるべき。また、その選挙区は、歴史、地勢、交通その他自然的社会的条件を考慮した際、強いつながりを持つ呉市と同一の選挙区であることが望ましい。</li> <li>○ 大崎上島町…消防業務や一般廃棄物の処理など、縁が深い東広島市及び竹原市と同一の選挙区であることが望ましい。</li> </ul> <p>政党からは、それぞれ次の趣旨の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第5区に隣接する選挙区を合区し人口基準に適合するように改定する必要がある。具体的には第2区の江田島市域、第4区の呉市と隣接する熊野町、坂町、海田町、府中町を合区したうえで区割りを改定すべきである。なお、今の5区域を分割することは、域内のつながりの強さ、商圈、交流圏、文化圏等踏まえると失当である。</li> <li>○ 現在、複数の選挙区に分割されている三原市、尾道市、東広島市、江田島市については、それぞれ1つの選挙区に帰属すべき。そのうえで従前の作業手順に沿って改定作業を進めていただきたい。</li> <li>○ 質問事項に記載されている作業手順、また他選挙区との調整が一般的に妥当と思われる。今後の議論を通じて、県民の理解・支持が得られる改定が望まれる。</li> </ul>



	<p><b>4. その他</b></p> <p>一票の較差を是正することは重要であると考えますが、一方で、今後、さらなる人口減少や大都市への一極集中が進めば、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割られないことになり、地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じると懸念します。</p> <p>国政に各地域の意見をしっかりと反映できるよう、人口が少ない地域における国会議員の定数は維持しつつ、人口が多い地域の定数を増やすことも含め、国民的な議論のもとで検討する必要があると考えます。</p> <p>市町からは、次の趣旨の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単純に人口割合で区域を決めた場合、地方の選挙区はさらに広い区域となり、都市部に偏重し、地方の政策や事業が停滞することが懸念される。人口割合だけでなく、地方の声を反映できるような何かしらの対策を要望する。</li> <li>○ 単純に人口のみを基準として選挙区数を減ずることは、地方の声を国に届けるという国政選挙の趣旨からも適当でないと考える。</li> <li>○ 前提として、広島県の小選挙区の数減らすべきではないと考える。</li> <li>○ 現在、国が進めている地方創生を実現するためには、国から地方への支援は必要不可欠。それを鑑み、地方の現状を国政に反映させる国会議員が地方から減少すること自体が地方を衰退させることに繋がる恐れが大であると考え。国においては、地方の国会議員数が減少していく現制度の変更や、地方の声が広く汲み取れる仕組みづくりを検討していただきたい。</li> </ul> <p>政党からは、次の趣旨の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1票の較差を是正しつつ、地方の意見も反映するような選挙制度に変えていくということが本質と考える。人口の少ない選挙区を基準として定数を減らすことなく、都市部の選挙区を増やしていくことを考えるべきである。また面積要件を勘案して区割りの改定を行う必要もある。</li> <li>○ 小選挙区制度は、いわゆる「死票」が各小選挙区の半分にのぼるなど、多様な民意を正しく反映できない根本的な欠陥がある。この根本的な欠陥にまでさかのぼって、多様な意見を反映し、民主主義をつくる選挙制度にするよう議論しなおす必要がある。</li> <li>○ 小選挙区は廃止し、抜本的な見直しが必要である。県ごとの中選挙区制度か、全国一本又はブロック毎の比例区のみとする。人口のみでなく、例えば、居住区面積等の加除等他の要件が加味できないか。</li> </ul>
山口県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>区割りの改定案の作成方針については、設置法の趣旨を踏まえ、各選挙区の人口の均衡、行政区画、地勢、面積、交通その他の自然的社会的条件を総合的に勘案の上、地域の実情や有権者の声を最も適切に反映できるものとしていただきたい。</p> <p>①の取扱いについては、最高裁において、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割りに関し、「憲法上、議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められている」と判示されていることは承知しているが、一方で、設置法は、都道府県への議席配分と選挙区の改定は、有権者数ではなく、人口基準により行うこととしているところであり、有権者数をも考慮することについて、設置法との整合性も含め、その理由を明示することが必要と考える。</p> <p>②の取扱いについては、地域の一体性の確保や有権者の混乱の回避という観点から、市町村は分割しないことが原則である。従って、人口基準に適合する限りは、まずは、分割を解消することを基本とすべきであると考え。</p>

	<p><b>2. 現行の区割りについて</b>  現行の区割りについては、山口市及び周南市において、市町村合併に伴い、旧行政区画により選挙区が分割されており、両市からもその解消を求める意見が提出されていることから、今回の改定に併せて分割の解消をお願いしたい。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b>  選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の区割りを改定するに当たり、人口が最少の選挙区を手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成することについては、従前より行われている作業手順と理解しているが、改定案は、各選挙区の人口の均衡、行政区画、地勢、面積、交通その他の自然的社会的条件を総合的に勘案の上、地域の実情や有権者の声を最も適切に反映できるものとしていただきたい。  また、現行の区割りでは、山口市及び周南市において、市の区域が分割された状態となっており、両市からもその解消を求める意見が提出されていることから、今回の改定に併せて分割の解消をお願いしたい。</p> <p><b>4. その他</b>  今回示された定数減は、最高裁判決及び衆議院議員選挙制度に関する調査会答申を踏まえて平成28年に改正された設置法に基づき、選挙区間における人口較差を是正するための措置として導入されたアダムズ方式により計算された結果に基づくものであることは承知している。  一方で、国・地方が一体となって地方創生を推進していく上で、人口減少への対策が急務となっている地方における有権者の声を国政に届けることは極めて重要であり、県内市町からも、地域の声が国政に届きにくくなるなどとして、人口基準のみによる定数減に否定的な意見が多数寄せられたところである。  国におかれては、こうした市町の反対意見を真摯に受け止め、今回の区割り改定にどのような姿勢で臨んでいかれるのか、改めてお示しいただきたい。</p>
徳島県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p><b>3. その他</b>  これまでの区割りの改定の際に策定された作成方針は、違憲状態にある一票の較差是正に向けた措置であることを鑑みれば、理解できる。   本県の現行の区割りについては、市町村や郡を分割することなく、「地勢、交通その他の自然的社会的条件」について、本県の実情・生活実態を十分踏まえた上で設定されたものと認識しており、平成26年、平成29年そして令和3年と3回にわたり現行の区割りにて衆議院議員総選挙が執行されていることから、住民に定着していると思われる。   しかしながら、現在のように単に人口規模のみにより選挙区の数を決めると、平成25年2月策定の区割り改定案の作成方針に基づき本県の選挙区の数が増えたように、人口規模の小さい地方自治体においては、住民の意見が国に届きにくいという、民主政治の根幹に大きく影響を及ぼす懸念がある。また、大都市に多くの議席が配分された結果、国の代表である衆議院議員を選ぶ選挙人数が、地域の代表である地方議会議員を選ぶ選挙人数を下回る事例も生じており、選挙区の在り方として、人口規模のみの議席配分には限界もある。   今回のコロナ禍を通じて、地方の持つ価値が改めて見直されており、「地方創生」や「新次元の分散型国土創出」の観点からも、区割り改定案の作成に当たっては、地方の実情を十分に踏まえた上で、住民の意見がしっかりと反映されるよう、十分ご議論いただきたい。</p>

	<p>なお、今次の区割り改定案の策定に当たり検討することとされている、複数の選挙区に分割された市町村を維持する考え方については、これまで策定された作成方針にあるように、市町村の区域は分割しないことを原則としつつ、真にやむを得ない場合に限る取扱いとしていただきたい。</p>
香川県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>これまでの作成方針は、いずれも衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定案の作成の基準を示した衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条の規定に沿った内容となっており、特段の意見はありません。</p> <p>今次の作成方針の策定にあたって取扱いを検討することとされている点に関しての意見は次のとおりです。</p> <p>①について 特段の意見はありません。</p> <p>②について 下記2で述べるように、当該地域の一体性において問題がある場合もあると考えますが、各選挙区の人口の均衡を図ることからはやむを得ないものであると考えます。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>当県では、市町合併の結果、高松市（香川県第1区及び第2区）及び丸亀市（香川県第2区及び第3区）が複数の選挙区に分割された状態となっています。この点、合併から一定の期間が経過していることを踏まえると、当該市の一体性において問題があると考えますが、各選挙区の人口の均衡や、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮するとやむを得ないものであると考えます。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>特段の意見はありません。</p>
愛媛県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>人口較差の基準については、頻繁に選挙区の区域変更が繰り返されることのないよう、長期的な人口見込みを踏まえたものが望ましい。</p> <p>また、選挙区は、地域の代表者を選ぶ基礎となるものであることから、人口較差だけでなく、行政区画、地勢、交通、生活圏、面積その他の自然的社会的条件を十分考慮したものが望ましい。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>本県では、現状において、選挙区が東予・中予・南予という生活・経済圏を分断し、かつ、松山市の区域を分割しており、地域の実情と合致した選挙区が設定できる制度となることを望む声は根強い。</p> <p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>本県では、頻繁に選挙区の区域変更や市の分割が繰り返されることのないよう、長期的な人口見込みを考慮し、今回の見直し後の区割りが長期に安定したものとする観点からは、松山市の分割も避けられない一方で、松山市を始め、行政区の分割はすべきではないという強い要望がある。</p> <p>具体的選挙区画定に当たっては、これまでの区割りの変遷や地域の一体性などの観点から地元自治体に根強い懸念があり、地域の実情を踏まえ、地勢、交通、面積、東予・中予・南予という生活圏その他の自然的社会的条件や長期に渡る安定性を総合的に考慮して、慎重に検討されたい。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>一票の較差是正のため頻繁に選挙区の区域変更が繰り返されることにより、候補者と地域の関係がその都度変更されることになるとともに、地域の一体性を加味せず実情を捨象した区割りとなってしまう。その結果、同じく憲法上の要請である民主主義が果たされない歪な状況にもなりかねず、これは、決して望ましいことではない。</p> <p>衆議院議員の選挙制度については、定数削減を早急に検討するとともに、投票価値の平等を小選挙区と比例代表を合わせた全体で考えるなど、現行制度に対する様々な指摘を踏まえて抜本的</p>

	な見直しを検討することが必要である。
高知県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>平成 25 年改定時に、本県の意見も踏まえて市区町村の分割に関する区割り基準が策定されたものと認識しています。</p> <p>この基準に沿って、本県の選挙区は高知市を分割したうえで、本県を東西に分割する形での選挙区を形成しており、以降 3 回の選挙が実施されています。</p> <p>今後の改定では本県の選挙区数の変更がない状態であり、区割りを変えることは、選挙人に混乱を招くおそれがあることを踏まえると「現行区割りの維持が適当」と考えます。</p> <p>なお、現在分割の対象となっている高知市も「単一の選挙区である方が望ましいが、多くの議論を経て定められた現存制度を尊重すべき」との意見です。</p> <p>また、今後の策定方針で検討されている 1①及び②については、特段の意見はありません。</p>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>今後行われるであろう抜本的な選挙制度改革の際には、単なる選挙区間の人口の均衡を図ることだけにとどまるのではなく、今後のさらなる人口減少や高齢化などから生じるであろう様々な問題に取り組んでいる本県のような地域の切実な声が、国政に十分届けられる制度とする必要があると考えます。</p> <p>市町村への意見照会においても、複数団体から同様の意見が寄せられています。</p>
福岡県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>妥当と考える。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>特になし。</p>
	<p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>市区町村の区域の一部を他の選挙区に移すことについては、市区町村内で国政に対する地域の代表を選ぶ区域が分断され、市区町村の一体感が失われたり、当該区域の声が国政に届きにくくなったりするなどの問題が考えられることから、本来は望ましくないものであると考える。</p> <p>また、改定における具体の区割りに当たっては、関係地方公共団体の意見を聴き、地域の一体性を極力確保するため、生活圏、地勢等の自然的社会的条件を総合的に考慮して、できるだけ無理のないものとなるよう要望する。</p>
	<p><b>4. その他</b></p> <p>特になし。</p>
佐賀県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>※ 記載なし</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>※ 記載なし</p>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>衆議院議員の定数を人口で割り振る現行制度では、都市部の議員が増え続ける。国家の方向性や行く末を、人口の多い都市部から選出された議員だけで決めていくことを危惧している。</p>

長崎県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>○ ②（分割市区町における分割の維持）について、県全体で新たな区割りを検討する県（選挙区数が増える県）においては、人口の均衡を目指すことを原則とすべきと考えます。</p> <p>○ そのような中において、まずは、現行における市区町の区域の分割解消を優先して図るべきと考えます。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>○ 長崎市及び佐世保市から、「選挙人から分割解消を求める声が寄せられているとともに、投・開票事務が2選挙区分になることにより選挙管理執行上の大きな負担となっていることから、今回の区割り改定において確実な分割解消を求める」旨の意見を頂いております。</p> <p>○ また、本回答を行うにあたり、県内全市町長はじめ関係者に意見を求めた（以下「意見照会」という。）ところ、長崎市及び佐世保市の分割解消を求める意見が幅広くあがっております。</p> <p>○ 本県としても、両市における分割を重要な課題であると認識しており、今回の区割り改定における分割の解消を求めます。</p>
	<p><b>3. 区割り改定案の作成について</b></p> <p>○ 現在分割が生じている長崎市及び佐世保市の分割を解消するとともに、新たな分割を行わないことを求めます。</p> <p>○ 県内における市町の配置、人口等から勘案し、新1区（県南地区）は長崎市を、新2区（県央地区）は諫早市及び大村市を、新3区（県北地区）は佐世保市を中心とし、政治活動を行う地理的範囲等に極端な差が生じないように、また人口動態に配慮した区割りとすべきと考えます。</p> <p>○ 本県は国策上非常に重要な役割を担っている離島を数多く抱える全国一の離島県であり、国益や離島固有の課題解決のためにも、各離島の行政・住民の声を国政に反映できるような区割りにすべきであります。また、離島と本土との選挙区域は、地域との経済、生活及び交通等の関連性や地勢、歴史的沿革、その他自然的社会的条件を総合的に考慮して、離島施策が推進できるような区割りを行うべきであると考えます。</p> <p>○ なお、意見照会において次のような意見があったことを申し添えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島地域の住民の政治に対する関心、期待度の高さ、そして、政治の力で離島の振興を強く願う気持ちは大きく、国としての安全保障に繋がる地域の維持、即ち、離島の声を国政に反映する方策は、人口数だけでは評価できない課題であり、政治の力が不可欠である。</li> <li>・ 離島地域の区割りに関しては、地勢、交通、人口動態などを考慮し、本土地域との区割りを検討いただきたい。</li> <li>・ これまでの作成方針において、「地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする等」の記載はあるものの、離島の特殊条件を考慮したのか、今回も如何に配慮されるのかが不明である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2区に含まれる長崎市の一部と第3区の佐世保市南部の市町の分割、加えて、東彼杵郡についても、これまでの広域圏的な行政の流れや生活圏、経済圏などを考慮すべきと考える。</li> </ul>
	<p><b>4. その他</b></p> <p>○ 今回のアダムズ方式による区割り改定（10増10減）によって、主に地方の選挙区数が減少することになるが、アフターコロナ等を踏まえた地方創生の時代にあつて、地方の声を確実に国政に届けるためにも、人口の増減のみで国会議員の数を決めるのではなく、地方の議員が一定数確保されるような仕組みが望まれる旨の意見が多数寄せられております。</p>
熊本県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>県内市町村からも、人口比例に基づき地方選出の国会議員が減少することにより、地方の声が国政に届きにくくなることを懸念する意見が出されています。</p> <p>単に人口基準による議論とならないよう、区割り改定が見込まれる地方公共団体の意見を十分に踏まえ、慎重に審議がなされることを希望します。</p> <p>民主主義の根幹である選挙制度は、地方を含めた国民に信頼されるものでなければならぬと考えます。どのような選挙制度が良いのか、地方の声にもしっかりと耳を傾けながら、国民に見える形で、丁寧に議論が進められることを希望します。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>特段の意見はありません。</p>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>※ 記載なし</p>
大分県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>市町村、郡の区域を新たに分割することは、地域の分断を生むこととなるため極力避けることが望ましいが、やむを得ず市町村、郡の区域を分割する場合は、昭和・平成の合併前の旧市町村の区域や現行の支所・出張所の区域など、行政区域を特に考慮することとし、かつ分割は最小限にとどめることとしていただきたい。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>大分県の衆議院小選挙区は、平成14年の区割り改定により現行の第1区から第3区となり、平成17年から平成18年にかけて行われた市町村合併の後も、区割りが維持されている。現行の区割りとなってから、第43回から第49回まで7回の衆議院議員総選挙が行われており、現行区割りは県民に定着していると考えている。</p> <p>第1区と第2区との間で一定程度の県内較差（1.533倍）はあるものの、投票価値の平等の観点で許容される範囲内であると考えているため、現行区割りを維持していただきたい。</p>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>今後も、国会、政府において、地方の声を十分に国政に反映できるような選挙制度となるよう不断の議論が必要であると考えている。</p>
宮崎県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>衆議院小選挙区選出議員の選挙は、県勢の発展を図る意味でも大変重要な選挙ですので、地域の実情が十分考慮され、また多様な地方の意見がしっかりと国政に反映できるような選挙区割りとなることが望ましいと考えております。</p>
	<p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>本県では小選挙区導入当時から区割りの改定がなく、県民にも定着していることから、現行の区割りについて、特に意見はありません。</p>
	<p><b>3. その他</b></p> <p>特に意見はありません。</p>

鹿児島県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>区割りの改定案の作成方針については、特に意見はありませんが、次のことを考慮の上、区割りしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村及び郡の区域は、原則として分割しないこと。</li> <li>・ 選挙区には、飛地を設けないこと。</li> <li>・ 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すること。</li> </ul> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>当県は、広大な県土や数多くの離島を有し、また、鹿児島市が当県総人口の約3分の1を占めている等の事情があるので、具体的な区割りについては、鹿児島市の区域の分割、奄美群島が属する選挙区等に関して様々な意見がある。</p> <p>このことも十分認識の上、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮し、大方の県民の理解が得られるような区割りとしていただきたい。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>特になし</p>
沖縄県	<p><b>1. 区割り改定案の作成方針について</b></p> <p>各選挙区の人口の均衡を図り、かつ、選挙区が飛地とならないようにするとともに、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して決定するよう要望いたします。</p> <p><b>2. 現行の区割りについて</b></p> <p>特に意見はありません。</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>特に意見はありません。</p>